

# 石綿障害予防規則等の一部を改正する省令案要綱

## 第一 石綿ばく露防止対策の充実

一 事業者は、建築物等の解体等の作業等を行う作業場には、次の事項を作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならないものとすること。

(一) 事前調査を終了した年月日

(二) 事前調査の方法及び結果の概要

二 保温材等を除去する作業であつて、石綿等の切断、穿孔せん、研磨等の作業を伴うもの（四において「石綿等の切断等を伴う保温材等を除去する作業」という。）を隔離等の措置を講ずべき作業とすること。

三 事業者は、吹き付けられた石綿等の除去等の作業に労働者を従事させるとときは、次に掲げる措置を講じなければならないものとすること。

(一) 吹き付けられた石綿等の除去等の作業を行う作業場所（以下三において「石綿等の除去等を行う作業場所」という。）を、それ以外の作業を行う作業場所から隔離すること。

(二) 石綿等の除去等を行う作業場所の排気による過集じん方式の集じん・排気装置を使用すること。

(三) 石綿等の除去等を行う作業場所を負圧に保つこと。

(四) 石綿等の除去等を行う作業場所の出入口に前室を設置すること。

四 事業者は、三の一)により隔離を行つたときは、隔離を行つた作業場所内の石綿等の粉じんを処理するとともに、吹き付けられた石綿等の除去の作業又は石綿等の切断等を伴う保温材等を除去する作業を行つた場合にあつては、吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等を除去した部分を湿潤化した後でなければ、隔離を解いてはならないものとすること。

五 三の一)により隔離を行つた作業場所において、吹き付けられた石綿等の除去の作業に労働者を従事させるとときは、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスクを使用させなければならないものとすること。

## 第二 船舶の解体等の作業に係る措置

一 事業者は、船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）の解体等の作業を行うときは、あらかじめ、事前調査をし、その結果を記録しておかなければならぬものとすること。

二 事業者は、船舶の解体等の作業を行うときは、あらかじめ、作業計画を定め、かつ、当該作業計画に

より作業を行わなければならないものとすること。

三 建築物等の解体等の作業等を行う仕事の発注者は、当該仕事の請負人に対し、当該仕事に係る船舶における石綿等の使用状況等を通知するよう努めなければならないものとすること。

四 事業者は、石綿等が使用されている船舶の解体等の作業に労働者を従事させるとときは、石綿等を湿潤な状態のものとしなければならないものとすること。

### 第三 施行期日等

一 この省令は、平成二十一年四月一日から施行するものとすること。ただし、第一については、同年七月一日から施行するものとすること。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。